

[事案 2023-262] 契約無効等請求

・令和7年1月27日 裁定打切り

<事案の概要>

同意していない手続が行われていることを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年7月に契約した2件の利率変動型積立保険（契約①②）、個人年金保険（契約③）について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料の返還と慰謝料の支払いを求める。

- (1) 契約①について、平成30年8月および令和元年11月の保険ファンド引出手続、令和4年2月の契約者変更手続は、自分の同意なく配偶者と募集人が共謀して行った。
- (2) 契約②について、平成31年1月の契約者貸付手続は、自分の同意なく配偶者と募集人が共謀して行った。

<保険会社の主張>

各契約の無効または取り消しすべき事情は確認できず、契約後、保障を提供していたこと、他の契約者との公平性の観点も踏まえると、既払込保険料全額を返還すべき法的な理由は見出しがたいことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人が主張する事実等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 本件の各手続が有効になされたか否かを検討するには、申立人配偶者の事情聴取が不可欠であるが、裁定審査会手続においては、裁判手続とは異なり証人の出頭義務が認められておらず、当事者以外の者を呼び出して事情聴取を実施する手続は備わっていない。
- (2) また、事情聴取を実施するにしても、申立人と募集人の主張が顕著に対立する本件においては、反対尋問の機会を保障するのが望ましいところ、裁定審査会の事情聴取では、そのような機会は保障されていない。
- (3) さらに、仮に申立人の主張のとおりであれば、申立人配偶者は保険会社から責任を追及される立場にあることから、本裁定の結果に重大な利害関係を有しているといえるが、裁定審査会は裁判外紛争解決機関であるため、裁判手続に備わっているような申立人以外の方の権利を手続的に保障する制度がない。
- (4) 以上からすると、本件について適正な判断を行なうためには、厳格な証拠調手続（証人は出頭義務と供述義務を負い、供述者に対し相手方当事者の反対尋問の機会が保障されている手続）や利害関係を有する者が参加する手続も備えている裁判手続によるのが相当である。